

自転車通学時のヘルメット着用の徹底について

【これまでの経緯】

○令和4年7月1日施行『福井県自転車の安全で適正な利用に関する条例』

○令和5年4月1日施行『道路交通法の改正』

・自転車利用時の乗車用ヘルメット着用の努力義務

令和5年6月 県立高校において、自転車通学時のヘルメット着用率を調査

※高校生のヘルメット着用率 約2.1%

県民の着用率 6.8%

→自転車通学の許可条件等に「ヘルメットの着用」についての記載がない学校が半数以上



◇令和6年4月 全ての県立高校の自転車通学の許可条件等下記のことを明記

- ・「道路交通法を遵守する」
- ・「ヘルメットの着用に努める」

令和6年11月 県立高校において、自転車通学時のヘルメット着用率を調査

※高校生のヘルメット着用率 約3.4%

県民の着用率 11.0%

→県民全体の着用率の向上に比べ、高校生の着用率が伸び悩んでいる。



◆自転車通学時の「ヘルメット着用」を許可条件化

- ・令和8年度に、県立高校の自転車通学時のヘルメット着用を徹底
- ・自転車通学の許可条件等に「ヘルメット着用」を記載